クーリング・オフの方法

クーリング・オフは必ず**書面**で発信する必要があります。
書面は、**はがきを配達記録郵便**で郵送するか、**内容証明郵便**を利用して送ります。
また、支払いがクレジットの場合は、**販売会社**だけでなく、**信販会社**へも通知を出しておきます。

はがきの書き方

配達記録郵便扱いで送りましょう

裏

契約解除通知書

契約日　平成○年○月○日
書面受領日　平成○年○月○日
商品名　○○○○○○○
契約金額　○○○円
販売会社名　○○株式会社

上記日付の契約を解除します。
支払済の○円を直ちに返金してください。なお商品は早急に引き取ってください。

平成○年○月○日
住所
氏名

表

○○市○○町
○番○号

○○株式会社
代表者　様

注意　必ず両面ともコピーをし、また、配達記録郵便の受領証も大切に保管しておきましょう。

内容証明郵便の書き方

用紙は3部複写一枚に20字詰め26行以内で書く（用紙は文具店でも購入できます）

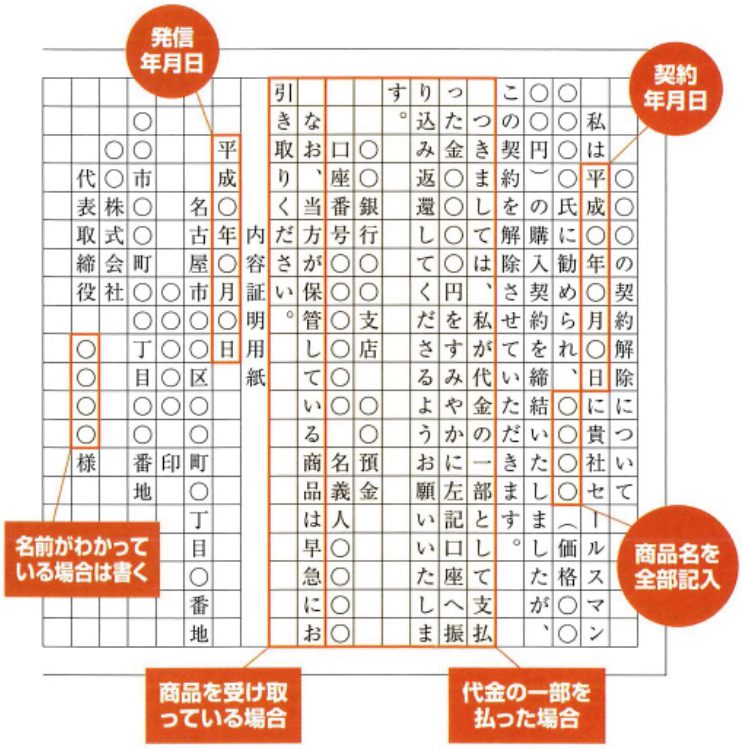

困ったときは、相談を 無料

消費生活センターでは悪質商法によるトラブルや消費生活についての相談・苦情をお聞きして、解決のためのお手伝いをします。相談は無料、秘密は厳守します。
お気軽にお電話ください。

消費生活センター / 中央県民プラザ Tel 052-962-0999 Fax 052-961-1313

私たち人間と同じようにマイホームも定期的な健康診断が必要です。屋根・外壁、床下などご自分でチェックしてください。不安な点があれば、ハートフルセンター住宅事業部に相談をくだされば、状況を確認してアドバイスさせていただきます（無料）。

あなたの大切な住宅では、シロアリ・屋根外壁に心配はありませんか？
早期発見、早期手当が望まれます。

ハートフルセンター住宅事業部では、住宅のなんでも相談の窓口を開設しています。

ハートフルセンター住宅事業部 相談窓口 [0120-682-851] 月～金（土日・祝 除く） 9:00～17:00
www.heartfulcenter.jp/home/